



平成30年9月28日
観 光 庁

「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」が決定されました

～非常時でも外国人旅行者が正確な情報を迅速に入手でき、安心して旅行できるように～

災害等の非常時でも外国人旅行者が正確な情報を迅速に入手でき、安心して旅行できる環境の整備に向けて、本日の観光戦略実行推進会議におきまして、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」が決定されました。

- 台風21号や北海道胆振東部地震に際しては、外国人旅行者への情報提供が十分ではなかったとのご指摘を頂きました。
- これを踏まえ、本日の観光戦略実行推進会議におきまして、21日の同会議で安倍総理から示された方針に基づき、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」が決定されました。

(「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」の主な項目)

- ・いつでもどこでもつながる体制の確立
- ・災害発生時等の鉄道における情報提供
- ・災害発生時等の空港における情報提供 等

- これに基づき、観光庁としては、災害等の非常時においても外国人旅行者が安心して我が国を旅行できるよう、JNTO[※]コールセンターの365日、24時間の多言語対応体制の確立など、関係省庁・機関とも連携して、様々な場面における外国人旅行者の情報入手手段の多重化を図って参ります。

(※) 日本政府観光局

(添付資料)

- ・【参考資料1】非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策の概要
- ・【参考資料2】非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策

【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 小林、坪井、宮浦
TEL 03-5253-8972(直通)
FAX 03-5253-8123